

2021 年度 中央大学経済援助給付奨学金 (COVID-19 家計急変)

<前期募集> 募集要項

1. 本奨学金の目的

本学に在学する学部学生で、修学の意欲があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による急激な家計の悪化により学業の継続が困難な者で、かつ、学力・人物が優秀な者を支援することを目的とする。

2. 申請資格

上記に該当し、次の①～⑤の条件をすべて満たす者が対象となります。

①本学に在籍する学部生（通信教育課程を除く）。

※現在休学中の者は、復学後に申請資格を満たす場合に申請することができる。

②新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、2019 年 (2019 年 1～12 月) から 2020 年 (2020 年 1～12 月) にかけて家計が急変した者。

③国による「高等教育の修学支援新制度（以下「国の新制度*」という）」を受給していない者。

※授業料減免＋日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金 (給付型) を受けられる制度のことです。本人の意思で JASSO 奨学金 (給付型) を停止している人も本奨学金の対象とはなりません。

④家計急変後の 2020 年 (2020 年 1～12 月) の家計収入 (父母収入の合算金額) が次のいずれかの基準を満たす者。

1) 給与・年金収入の合計金額が 800 万円以下 (税込金額)

2) 合計所得金額が 355 万円以下

⑤次の成績基準を満たす者。

1 年次：履修登録済みであり、前期中に標準修得単位数 (*1) の 1/2 を修得見込である者。

(*1) 標準修得単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 4 年

2 年次以上：学修意欲があり、前年度までに標準修得単位数 (*2) を修得済である者。

GPA ポイントは問わない。

(*2) 標準修得単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 4 年 × 2020 年度の学年

※履修制限 (卒業制限) ・スクリーニング制度により 2021 年度に進級できなかった者は対象外とする。

【注意事項】

・外国人留学生は対象ではありません。日本国籍を有していない者は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」(日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「様式 1」にその旨を記入すること)である場合に限って申請できます。

・2020 年度に本奨学金を受給した者も、申請できます。

・「国の新制度」を受給中の者は申請できません (家計審査により「停止中」の者は申請できます)。

・2021 年度中央大学予約奨学金および 2021 年度中央大学経済援助給付奨学金 (所得条件型等) 前期募集との併給はできません。

その他の奨学金に関する併給については、担当窓口までお問合せください。

・修学延長生は、上記「⑤成績基準」について、担当窓口までお問合せください。

3. 給付期間

一学期間（2021年4月1日～2021年9月30日）

4. 給付金額

学部	給付金額
法・経済・商・文学部生	245,000円
理工学部生	350,000円
総合政策学部生	306,500円
国際経営学部生	280,500円
国際情報学部生	302,500円

5. 給付日

2021年7月29日（木）

6. 申請方法等

(1) 申請方法

次項「7. 申請書類」記載の書類を全て揃えて、**記録が残る方法（レターパックライト、簡易書留等）で郵送**してください。

(2) 申請期間

2021年5月25日（火）～6月18日（金）【消印有効】

(3) 受付窓口

【法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部生】

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 学生部事務室奨学課

【理工・国際情報学部生】

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 学生部事務室都心学生生活課

7. 申請書類

	必要書類	注意事項
①	2021年度前期「中央大学 経済援助給付奨学金 (COVID-19 家計急変)」 申請書（様式1） ※A4サイズで出力	・在留資格が「定住者」の者は、日本に永住する意思があることを記入すること。 ・申請に間違いがないことを本人および大学に届け出の保証人（父母のどちらか）が自署により誓約すること。
②	新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の証明書（コピー可）	・公的支援の例「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「緊急小口資金」等。 ・この他の例については、日本学生支援機構のWebサイト「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」のページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html 内にある「公的支援の例」を参照すること。 ※提出が出来ない場合は、下記⑧「公的支援の証明書を提出できない場合の申告書（様式4）」を提出すること。



③	<p>「申請者本人の住民票（原本）」 または「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場発行のものであること（いずれも発行後3ヵ月以内のもの）。 ・日本国籍を有していない者は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を提出のこと。 ・世帯全員分の住民票を取得した場合は、全ページ提出すること。 ・下記⑨に該当する者のうち、(5) 戸籍謄本を提出する場合は、必ず「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」を提出すること。 ・広域交付住民票は不可。 ・マイナンバーの記載がないもの。
④	<p>父母両方の令和2年度所得証明書（課税・非課税証明書）（原本） ※2019年（令和元年）1～12月分の収入・所得が記載されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場発行のものであること（発行後3ヵ月以内）。 ・所得証明書の名称・書式・発行時期は、各地方自治体によって異なる [例:市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税(非課税)証明書]。 ・収入、所得の種類(内訳)と金額が明記されていること。 ・無収入の場合は、合計所得金額が「0円」と記載されていること（「*」や「-」「空白」等は不可）。 <p>※ひとり親家庭の場合は、下記⑨も併せて確認すること。</p>
⑤	<p>父母両方の令和3年度所得証明書（課税・非課税証明書）（原本） ※2020年（令和2年）1～12月分の収入・所得が記載されているもの</p> <p>【注】令和3年度所得証明書は、多くの自治体で2021年6月1日頃から取得可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場発行のものであること（発行後3ヵ月以内）。 ・所得証明書の名称・書式・発行時期は、各地方自治体によって異なる [例:市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税(非課税)証明書]。 ・収入、所得の種類(内訳)と金額が明記されていること。 ・無収入の場合は、合計所得金額が「0円」と記載されていること（「*」や「-」「空白」等は不可）。 <p>※ひとり親家庭の場合は、下記⑨も併せて確認すること。</p> <p>※令和3年度所得証明書（課税・非課税証明書）が提出できない場合は、申請期間内に次頁「11. 問い合わせ先」まで相談すること。</p>
⑥	<p>口座振込依頼書（様式2） ※A4サイズで出力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の振込口座を指定すること。
⑦	<p>誓約書（様式3） ※A4サイズで出力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約文を熟読後、本人および大学に届け出ている保証人（父母のどちらか）の自署・押印により誓約すること。
⑧	<p>公的支援の証明書を提出できない場合の申告書（様式4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者のみ提出。 ・父母ともに公的支援の証明書を提出できない場合、父母が各自で様式4を提出すること。
⑨	<p>その他（コピー可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で、所得証明書の「寡婦・寡夫」「特別寡婦」欄に「*」印や控除金額が記載されていない場合は、次の(1)～(5)のいずれか一点を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 源泉徴収票（「寡婦・ひとり親」欄に「*」印が記載されているもの） (2) ひとり親家庭等医療費受給資格者証 (3) 福祉医療費受給資格者証 (4) 児童扶養手当の支給証明書 (5) 戸籍謄本（発行後3ヵ月以内のもの） ※ (2)、(3)、(4)については、有効期間または有効期限内のもの。 ※ (5) 戸籍謄本を提出する場合は、住民票の種類に注意すること（上記③を参照）。

注)申請書類や申請書記載内容等について電話で確認する場合や、追加書類の提出をお願いすることがあります。

8. 選考方法

書類審査のみ

※採用枠には限りがあるため、申請者が多い場合には、申請資格を満たしていても不採用となる場合があります。従って、採否結果は必ず確認するようにしてください。

9. 採否結果

2021年7月13日(火) 10:00~

発表場所: *C plus* → Information on Student Life and Career

10. その他

- ・申請書類(証明書等)は、マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。
- ・本奨学生としての期間(本奨学金採用後、在籍期間全て)を通して休学・退学した場合、または申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還を求めます。
- ・学外団体奨学金やその他の学内給付奨学金との併給は、受けられない場合があります。
- ・提出された申請書類は返却できません。
- ・採用された際には、寄付者への謝辞も含めた寄附取扱部署(校友課)からのアンケートに協力してください。
- ・本奨学金は後期募集も実施します。前期募集の採用者も併給可能です。

11. 問い合わせ先

お問い合わせフォームからのご連絡については、順次確認しますので、回答まで数日かかる場合があります。あらかじめご了承ください。

※お問い合わせの際は、学籍番号・氏名を必ず入力してください。

◇法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部生

学生部事務室奨学課 <https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

TEL:042-674-3461 (平日 9:00~17:00)



◇理工学部生

学生部事務室都心学生生活課 <https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>

TEL:03-3817-1716 (平日 10:00~11:30, 12:30~17:00)



◇国際情報学部生

学生部事務室都心学生生活課(市ヶ谷田町担当) <https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138>

TEL:03-3513-0309 (平日 10:00~11:30, 12:30~17:00)



以上

本奨学金は、公益財団法人白門奨学会からの寄付金および中央大学学員会からの寄付金、「新型コロナウイルス等の影響による経済困窮学生への奨学金支援募金」への賛同者の方々からの寄付金を原資としております。